

平成 26 年度新潟県立看護大学の障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人新潟県立看護大学（以下「法人」という）は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のとおり方針を定める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績（平成 25 年度 0 件）を上回ることを目標とする。

3 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 障害者就労施設等の受注機会拡大のための措置

ア 法人は、物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等への発注に努める。この場合、障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等について適切な配慮を行うものとする。

イ 新潟県立看護大学契約事務取扱規程第 25 条第に基づき指名競争入札をする場合の入札参加者の指名に当たっては、障害者就労施設等の提供能力を考慮し、当該障害者就労施設等を積極的に指名するものとする。

(2) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号（障害者支援施設への随意契約）の趣旨を積極的に活用する。

4 調達実績の公表の方法

本方針に基づく物品等の調達については、今年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、新潟県立看護大学ホームページに公表する。